

## 健康増進計画

## 「第3期健康増進計画『きらり葛城21』」（令和6年2月）

- 歯科口腔保健に関する目標項目・現状値・目標値

項 目		現状値(2023)	目標値(2035)
<b>体制整備</b>			
歯科口腔保健の推進に関する条例の制定		制定なし	制定
歯科口腔保健に関する基本的事項や計画の策定		制定なし	制定
歯科口腔保健に関わる歯科専門職の配置		未配置	設置
<b>乳幼児期</b>			
個別 施策	幼児健診の受診率(歯科保健指導率)	1歳6か月 96.8%(R4) 2歳6か月 86.7%(R4) 3歳6か月 97.3%(R4)	増加
	乳幼児教室において歯科指導回数	0回	増加
	フッ化物歯面塗布における塗布実施率 (2歳6か月児健診受診率を採用)	86.7%(R4)	増加
	園等では未楽器教室を実施している施設数	未把握	増加
	園等でのフッ化物洗口を実施していない施設数	1箇所	0箇所
中間 アウ トカ ム	保護者の仕上げ磨きの実施率(1歳6か月児健康診査問診票より)	96.1%(R4)	増加
	子どものかかりつけ歯科医がある人の割合 (3歳6か月児健康診査問診票より)	38.1%(R4)	増加
	よくかんで食べる子どもの割合 ※よく噛んでいる+どちらかという噛んでいるの合計の割合	66.1%	増加
	フッ化物応用の経験がある者の割合	未把握	増加
分 野 ア ウ ト	幼児(1歳6か月児・2歳児・3歳児) においてのむし歯有病率	1歳6か月 0.0%(R4) 2歳6か月 4.35%(R4) 3歳6か月 13.4%(R4)	減少
	3歳児で4本以上のう蝕のある者の割合	37%	減少
<b>少年期</b>			
施 個 策 別	学校でのフッ化物洗口を実施している施設の有無	0箇所	実施
	小中学校での歯科保健指導を実施している学校数	7箇所	増加
中 間 ア ウ ト カ ム	よくかんで食べる子どもの割合 ※よく噛んでいる+どちらかという噛んでいるの合計の割合	小学3年 86.3% 小学5年 75.1% 中学2年 68.3% 高校生 57.8%	増加
分 野 ア ウ ト	12歳児のむし歯有病率	19.6%(R3)	減少
	12歳児で歯肉有所見者のある者の割合	0.46%(R3)	減少
<b>青年期</b>			
個 別 施 策	妊婦健診の受診率	33.0%(R4)	増加
	歯周疾患健診の受診率	実施なし	実施
	歯科健康相談への参加人数	258人	増加
	歯科健康相談の実施回数	20回	維持
中 間 ア ウ ト カ ム	寝る前の歯みがきをする者の割合	73.8%	増加
	歯間部清掃用具を使用している者の割合	60.9%	増加
	過去1年以内に歯科の定期検診受診した者の割合	60.8%	増加
分 野 ア ウ ト	60歳代で24本以上自分の歯を有する者の割合	72.1%	増加
	未処置歯を有する者(年代)の割合	未把握	減少
	歯周炎を有する者(年代)の割合	未把握	減少
<b>高齢期</b>			
個 別 施 策	お口の健康診査の受診率	24.0%(R4)	増加
	一般介護予防事業の参加者数	延べ286人(R4)	増加
	訪問型短期集中予防サービスの利用実人数	1人(R4)	増加
中 間 ア ウ ト カ ム	かかりつけ歯科医のない人の割合	8.9%	減少
分 野 ア ウ ト カ	半年前に比べて固いものが食べにくい者の割合	25.9%(R4)	減少
	お茶や汁物でむせることがある者の割合	21.5%(R4)	減少
	誤嚥性肺炎死亡割合、SMR	男性 91.3(H29-R3) 女性 148.5(H29-R3)	減少

# 歯科口腔保健事業

## ○ 母子歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	妊婦歯科健康診査	歯科健診 歯科保健指導	妊婦	通年	事務、保健師（受診先では歯科医師 歯科衛生士）	なし	契約歯科医療機関	
2	4か月児健康診査	4か月児の身体的、精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査	4か月児	12回/年	医師、保健師、看護師 管理栄養士	なし	新庄健康福祉センター	
3	10か月児健康診査	10か月児の身体的、精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査	10か月児	12回/年	医師、保健師、 管理栄養士、看護師	なし	新庄健康福祉センター	
4	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の身体的、精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査	1歳6か月児	11回/年	医師、歯科医師、保健師、 管理栄養士、看護師、 歯科衛生士、心理発達相談員	なし	新庄健康福祉センター	
5	2歳6か月児歯科健康診査	う歯の早期発見と早期処置の勧奨、う歯予防の助言およびフッ素塗布	2歳6か月児	11回/年	歯科医師、保健師、 歯科衛生士、管理栄養士	なし	新庄健康福祉センター	
6	3歳6か月児健康診査	3歳6か月児の身体的、精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査	3歳6か月児	13回/年	医師、歯科医師、保健師、 管理栄養士、看護師、 歯科衛生士、心理発達相談員	なし	新庄健康福祉センター	
7	フッ化物洗口	フッ化物洗口	4歳児、5歳児	登園時や昼食後	幼稚園教諭 保育士	なし	市内保育所 保育園 幼稚園	

## ○ 成人歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	歯科保健指導	歯科・口腔に関する健康相談	集団検診受診者 市民	6・7月、10・11月	歯科衛生士	なし	新庄健康福祉センター ゆうあいステーション	

## ○ 高齢者歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	一般介護予防事業	口腔機能向上についての講義 パカ測定	65歳以上高齢者	年間を通じて 25回	歯科衛生士	なし	地区公民館等	
2	一般介護予防事業	口腔機能向上についての講義 パカ測定	65歳以上高齢者	1回	歯科医師、歯科衛生士	なし	新庄健康福祉センター	
3	訪問歯科診療	在宅での歯科診療 (事前調査、口腔衛生指導)	65歳以上の重度の介護を要する 高齢者	随時	歯科医師、歯科衛生士、 保健師	なし	在宅	R5は予算計上無し。要綱の廃止はR6.4.1付け
4	介護予防・生活支援サービス事業C型（訪問型介護予防事業で実施する口腔機能の向上プログラムに相当する事業）	口腔機能向上プログラムを訪問し個別で実施	65歳以上で介護予防・生活支援サービス通所型Cに参加されている方で、総合事業チェックリストより必要であると考えられる方	随時	歯科衛生士、保健師	なし	在宅	

## ○ その他の歯科口腔保健事業

No.	事業名称	事業内容	対象者	実施年月日 または間隔	担当スタッフ	費用	実施場所	備考
1	歯科医師会議(事前会議含む)	歯科保健向上のための会議	歯科医師	2回/年	歯科医師、歯科衛生士、 保健師	なし	新庄健康福祉センター	

上記の記載内容は市町村から情報提供いただいた時点のものであり、現在は異なっている可能性がありますので、現時点の事業詳細について把握したい場合は市町村担当課に直接照会のうえご確認いただきますようお願い申し上げます。

第9期介護保険事業計画名称：葛城市高齢や保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
策定期：令和6年3月

## 〔基本目標 2 健康長寿を実現するまちづくり〕

### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の主体性を重視した地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対し、介護予防や生活支援サービス等を市町村の判断によって総合的に提供することができるものです。

本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しており、これまで制約上の制約で十分なサービスが提供できなかった部分についても、利用者の視点に立った柔軟な対応や、既存の枠組みにとらわれないサービス提供を進めています。

#### (1) 一般介護予防事業の推進

##### ①介護予防把握事業

本計画策定時に実施したアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）等の分析や、地域包括支援センターにおける窓口相談、民生委員や地域団体と連携した情報収集等を通じて、介護予防の支援が必要な高齢者の把握を進め、介護予防活動への参加を促します。

##### ②介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識の普及啓発をはじめ、市民の主体的な介護予防、健康づくり活動を支援します。

##### ③地域介護予防活動支援事業

自主運動教室の立ち上げや継続支援のための支援、またそれを支えるボランティア等の人材育成のための研修を実施しています。介護予防に資する地域活動組織が継続的に取り組めるよう、各種支援等を行っています。

#### (2) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ①訪問型サービス

要支援者等や基本チェックリストを活用した対象者に対し、訪問して行うサービスです。訪問型サービスには、これまでの介護予防訪問事業に相当するもの短期集中予防サービスがあります。

### 1. 高齢者の健康づくりと疾病予防の推進

#### (2) 保健事業との連携

##### ⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や、国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが求められています。

葛城市では、令和3年度より関係課で「高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施に係る基本的な方針」を定め、方針に基づいて、保険課、健康増進課、地域包括支援課で協働しながら事業を進めていきます。